

～権利を行使することが、権利を守ること～

女性部学習会「みんなで学ぶ女性の権利」



No image

1月17日(月)、青森県教育会館において、女性部学習会を開催しました。この学習会は青森県教組女性部との合同で、28名(高教組13名)が参加しました。

講師は、全日本教職員組合女性部長の井上美恵子さん。学習会では、「女性の地位と平等」「日本の女性のたたかひの歴史」「女性教職員の権利獲得の歴史」の3点を中心にお話がありました。以下に概要をお知らせします。

【女性の地位と平等】: 世界の女性の地位が大きく変化するのは第二次世界大戦後であり、日本では1945年に婦人参

政権の実現、1946年に日本国憲法に男女平等が明記された。その後母親大会や働く女性の集会等、女性運動が広がった。日本の男女平等を表すGGI(ジェンダーギャップ指数)は142カ国中104位(2014年10月世界経済フォーラム)。1位はアイスランド、2位はフィンランド、3位はノルウェー。

【日本の女性のたたかひの歴史】: 日本で初めてのストライキは、甲府の雨宮製糸工場の女工たち。1886年(明治19年)6月12日、労働時間の延長と賃金引き下げに抗して100人の女工がお寺に立てこもり、ストライキは工場主の譲歩により終了した。母性保護の要求は戦前からあり、戦後は男女性差別の是正と撤廃の要求や仕事と家庭責任の両立に関する要求等を基に闘いが展開された。この闘いを通して1995年の育児介護休業法や1999年の男女共同参画基本法が成立した。

【女性教職員の権利獲得の歴史】: 1908年(明治41年)、長野県で女教員妊娠規定がつくられ、初めて産前産後2ヵ月の有給休暇を獲得した。1917年、第1回全国小学校女教員大会が開かれ、母性保護要求が全国の子教員に広がっていった。1947年に全日本教職員組合協議会が母体保護を含む団体協約を獲得、1975年に1年間の育児休業法が成立し2002年には3年に延長、2010年には短期の介護休暇新設、両親同時に育児休業取得が可能に。長い闘いによってたくさんの権利が獲得されてきた。教職員の勤務についての責任者は管理職である。様々な制度や権利を知らせるのは管理職の責務・職務である。知らないでは済まされない。管理職と話し合いができる関係も大事である。

参加者からは「今使わせてもらっている権利は、先輩たちの長い闘いの結晶であることを学んだ」、「権利を守るには、権利を使っていくことが大切だと思った」など、感想が出されていました。権利が行使できる働きやすい職場をつくるうえで、女性教職員の役割が重要になることを改めて学んだ学習会でした。学びを力に、男女共に働きやすい職場をめざしていきたいと思えます。

No image



全教第40回女性部委員会に参加しました



1月12日(月)、全国教育文化会館で行われた女性部委員会に参加しました。

全労連女性部の大西玲子さんが講師のミニ学習会のテーマは、安倍政権の「女性の活用」政策についてでした。大西さんは、結局政権が欲しいのは使い勝手がよくて安い女性の労働力だと分析。現在も出産で女性の6割が退職していますが、理由の約6割が長時間労働です。ですから、女性が働き続ける為に本当に必要なのは、労働時間の規制、同一労働・同一賃金、そして正規雇用化なのですが、安倍政権は「柔軟で多様な働き方」と称し、「生涯派遣労働者」となる法改悪を断行しようとしていると指摘します。フランスは、仕事と生活が両立できる労働時間は週35時間だとし、その後出生率を伸ばしています。我々女性が、もっと女性の人権を訴えなければならぬと実感した学習会でした。 青森中央高校 高松さなえ